

平成23年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

1 県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度は、平成22年度から高齢農家も安心して取り組める制度に見直しされ、「第3期対策」として始まりました。

また、第3期対策の2年目である23年度から、知事特認基準を設け、隠岐地域の平坦農用地についても生産コスト差に応じて交付金の対象としました。

23年度には、次の取組を行いました。

- ①協定の締結の促進：集落説明会の実施、協定アンケート調査の実施。
- ②多様な事例の収集・提供：事例集12の作成
- ③制度の適正な実施：市町村職員への研修の実施等

2 平成23年度実施状況

(1) 市町村数：県内19全市町村で実施されました。

(2) 協定数

①協定の数の増減

集落協定21増加です。うち16協定は、隠岐の特認基準に係る協定です。

(単位：協定数)

	平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1,284	1,263	21	101.7%
個別協定	53	53	0	100.0%
合計	1,337	1,316	21	101.6%

②協定数の異動内訳

集落協定21増加です。うち16協定は、隠岐の特認基準に係る協定です。

(単位：協定数)

集落協定		協定数	摘 要
増加	新規	16	隠岐の島町16
	復活	8	安来市1、松江市2、浜田市2、大田市1、雲南市1、川本町1
	その他	0	
減少	廃止	2	松江市2
	統合	1	奥出雲町
合計		21	

個別協定		協定数	摘 要
増加	新規	0	
合計		0	

(3) 交付対象面積等

① 交付対象面積

制度に取り組む面積は、356ヘクタール増えています。
うち256ヘクタールは、隠岐の特認基準に係るものです。

(単位：ha)

	平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	12,522	12,169	353	102.9%
うち隠岐平坦地	256	0	256	
個別協定	667	664	3	100.5%
合計	13,189	12,833	356	102.8%

② 地目・基準別内訳

協定農用地の多くが(94%)田での協定となっています。

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	6,860	73	1	412	7,346
緩傾斜	5,358	200	2	2	5,562
高齢化	0	25	0	0	25
隠岐平坦地	240	3	13	0	256
計	12,458	301	16	414	13,189

③ 協定締結率

(単位：ha、%)

	平成23年度	平成22年度
交付面積	13,189	12,833
対象農用地	15,067	14,829
協定締結率	87.5%	86.5%

(4) 交付金額

交付金額は、集落協定44.8百万円増加しております。
うち、21百万円は、隠岐の特認基準に係るものです。

(単位：百万円)

	平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1834.5	1789.7	44.8	102.5%
うち隠岐平坦地	21.0	0.0	21.0	
個別協定	38.8	38.4	0.4	101.0%
合計	1873.3	1828.1	45.2	102.5%

(5) 協定の取組内容

単価区分の見直しを行い、体制整備単価に移行した協定が9協定ありました。
増加した協定のうち、体制整備単価に取り組んだ協定は20協定でした。
うち16集落協定は、隠岐の特認基準に係るものです。

①単価の区分

[協定数]

(単位：協定数)

項目	平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	315	322	▲7	97.8%
体制整備単価	1,022	994	28	102.8%
合計	1,337	1,316	21	101.6%

[協定数]

(単位：協定数)

項目	増加		減少		合計	摘要
	新規	移行	廃止	移行		
基礎単価	4	0	▲2	▲9	▲7	
体制整備単価	20	9	▲1	0	28	
合計	24	9	▲3	▲9	21	

[面積]

(単位：ha)

項目	平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	1,872	1,903	▲31	98.4%
体制整備単価	11,317	10,930	387	103.5%
合計	13,189	12,833	356	102.8%

②体制整備単価の取組内容（集落協定）

取組内容（選択項目）		協定数	割合
A要件 253	①協定農用地の拡大	81	8%
	②機械・農作業の共同化	218	21%
	③高付加価値型農業の実践	43	4%
	④地場産農作物等の加工・販売	36	4%
	⑤農業生産条件の強化	68	7%
	⑥新規就農者の確保	14	1%
	⑦認定農業者の育成	13	1%
	⑧多様な担い手の確保	5	0%
	⑨担い手への農地集積	28	3%
	⑩担い手への農作業の委託	77	8%
B要件 80	1 集落を基礎とした営農組織の育成	34	3%
	2 担い手集積化	48	5%
C要件 802	集団的かつ持続的な体制整備	802	78%

※ A要件、B要件、C要件に重複して取り組んでいる協定もある

③加算の状況

（単位：協定数）

項目	平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
規模拡大	22	17	5	129.4%
土地利用調整	8	8	0	100.0%
小規模・高齢化集落支援加算	51	32	19	159.4%
農業生産法人設立	1	1	0	100.0%
特定農業法人設立	8	8	0	100.0%
合計	90	66	24	136.4%

※ 複数の加算措置に取り組んでいる協定もある

(6) 協定の平均的な姿

		平成23年度 A	平成22年度 B	増減 A-B
集落	参加者数	17 人	17 人	0
	交付農用地面積	9.8 ha	9.6 ha	0.2
	交付金額	143 万円	142 万円	1
個別	交付農用地面積	12.6 ha	12.5 ha	0.1
	交付金額	73 万円	72 万円	1

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥小規模・高齢化集落支援加算

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合の加算。

⑦法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。